

## 1 業務の名称

札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務

## 2 業務の内容

別添「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり。

## 3 業務委託期間

令和4年（2022年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日まで

## 4 予算規模

242,740,000円（業務委託期間合計、消費税及び地方消費税10%相当額を含む）

※ 本業務に要する全ての費用を利用者1人あたりに係る月額単価として算出し、消費税相当額を加えた額を契約単価とする。

※ 高齢者あんしんコール事業分は、令和4年9月30日までの契約（以下「現行契約」という。）における契約単価2,310円から利用者負担額（生活保護受給者0円、市町村民税非課税世帯300円、その他900円）の平均341円を除いた額1,969円に、業務委託期間推計利用者延べ件数120,435件を乗じた額（百万円未満切り上げ）。

※ 身体障がい者あんしんコール事業分は、現行契約における契約単価2,310円から利用者負担額（生活保護受給者0円、市町村民税非課税世帯300円、その他900円）の平均158円を除いた額2,152円に、業務委託期間推計利用者延べ件数2,199件を乗じた額（一万円未満切り上げ）。

※ この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 5 契約候補者の選定

(1) 契約候補者は、企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

(2) 応募のあった企画提案書を「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」において審査のうえ、1事業者を契約候補者として選定する。

## 6 参加資格

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体で、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている者ではないこと
- (4) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者（申請中の者を含む）であること
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと
- (6) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納していないこと
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状況が著しく不健全な者ではないこと
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者ではないこと
- (9) 事業協同組合等の団体が参加する場合は、当該団体の構成員が構成員単独で参加していないこと
- (10) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないこと
- (11) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないこと
- (12) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること
- (13) これまでに同種又は類似事業（高齢者又は障がい者の通報対応業務等）の実績が十分にあり、本事業の企画力及び実践力があること

## 7 企画提案実施に係るスケジュール（予定）

公募開始日	6月9日（木）から
質問受付期限	6月15日（水）正午まで
参加意向申出書の提出期限	6月22日（水）正午まで（必着）
企画提案書提出期限	7月13日（水）正午まで（必着）
企画提案書のプレゼンテーションの実施	7月下旬～8月上旬
選定事業者の通知	8月上旬～8月中旬
契約締結予定日	8月中旬～8月下旬

## 8 質問等の対応

### (1) 質問受付

本業務の企画提案に関する質問は、「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務質問書（様式1）」により電子メールで下記の期間に受け付ける（電話や来庁による質問は受け付けない）。

#### ア 質問受付期間

令和4年6月15日（水）正午まで

#### イ 送付先電子メールアドレス

Eメール：koreifukushi@city.sapporo.jp

件名は「(団体名) 札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については、随時ホームページに掲載する。

## 9 企画競争参加意向申出書の提出

企画競争への参加を希望する事業者は下記のとおり、「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画競争参加意向申出書（様式2。以下「参加意向申出書」という。）」を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年6月22日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

提出期限までに、9(3)の提出先に郵送若しくは持参すること。

持参の場合は、平日の9時から17時まで（最終日は正午まで）の受付とする。

(3) 提出先

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課  
中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

(4) その他

提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった者からの企画提案は受け付けない。

## 10 企画提案書等の提出

(1) 提案について

業務仕様書を確認のうえ、提案を行うこと。

(2) 提出書類及び部数

ア 企画提案申込書（様式3） 1部

イ 企画提案書（様式任意） 11部（正本1部、副本10部）

(ア) A4版、30ページ以内（表紙及び目次を除く）とすること（別途製品パンフレット等の添付を認める）

(イ) 表紙と目次を除き、ページの通し番号を付すこと

(ウ) 表題を「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画提案書」とすること

(3) 企画提案を求める事項

別紙「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画提案審査項目」に記載の内容を含め、業務仕様書に定める事項を基に企画の特徴や利点等を記載すること。

(4) 提出期限

令和4年7月13日（水）正午まで（必着）

(5) 提出方法

提出期限までに、10(6)の提出先に郵送若しくは持参すること。

持参の場合は、平日の9時から17時まで（最終日は正午まで）の受付とする。

(6) 提出先

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

(7) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差替えや変更を行うことはできない。

また、返却には応じない。

(8) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明な場合

イ 本提案説明書に従って作成されていない場合

ウ 同一の事業者が、2つ以上の企画提案書等を提出した場合

エ 参加意向確認書を提出していない事業者が提出した場合

オ 企画提案（プロポーザル）方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは、

不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

## 11 企画提案書のプレゼンテーションの実施

指定する日時にプレゼンテーションを行い、契約候補者を選定する。

ただし、企画提案の応募が多数となった場合には、プレゼンテーションの前に書類選考を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション実施日

令和4年7月下旬～8月上旬

(2) 実施方法

ア 企画提案者の出席者は3名以内とする。

イ プレゼンテーションは、1事業者あたり30分（企画提案書に基づく説明15分、質疑応答15分）とし、事業者入れ替りで行うものとする。

ウ 事前に提出した企画提案書に基づいて、説明することとし、追加資料の配布やプロジェクター等の使用は認めない。

エ プレゼンテーションの日時、場所及び書類選考の有無等については、別途通知する。

オ 指定した日時にプレゼンテーションに参加できない場合は、事情の如何にかかわらず失格とする。

## 12 選定審査の実施及び審査基準

(1) 実施委員会が審査を行う。

(2) 審査は、提出された企画提案書による書類審査及びプレゼンテーション審査を基

本とするが、提案受付後、内容について事業者の説明を求めることがある。

- (3) 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、次点の評価を受けた事業者を契約候補者とする。

### 13 契約候補者への通知及び契約

実施委員会における審査・採点の結果、個人情報の保護がなされたうえで、最も高い評価を受けた1事業者を契約候補者として選定する。

複数の事業者の採点と同点となった場合は、重視する評価項目（複数）に係る評価の高い者を選定するものとする。

企画競争への参加が1事業者の場合は、実施委員会において審査し、個人情報の保護がなされたうえで、あらかじめ設定した最低評価基準点を超える場合に契約候補者とする。

#### (1) 通知日

令和4年8月上旬～8月中旬

#### (2) 業務の委託

ア 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

イ 選定した契約候補者が辞退した場合、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業が、最低評価基準を満たさない場合は選定しない。

### 14 個人情報の取扱いについて

受託者は、札幌市個人情報保護条例等の規定を遵守し、業務を履行する際は個人情報について適正に取り扱うものとする。

### 15 その他注意事項

(1) 企画競争の参加に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(2) 企画競争に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画提案（プロポーザル）方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(3) 業務の内容については、業務仕様書を基本とするほか、札幌市が不要と認めるものを除き企画提案した内容を遵守すること。

(4) 著作権等については、以下のとおりとする。

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するもので

はないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

## 16 問い合わせ先

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 甲斐

住所 中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階

電話 011-211-2976 FAX 011-218-5179

Eメール koreifukushi@city.sapporo.jp